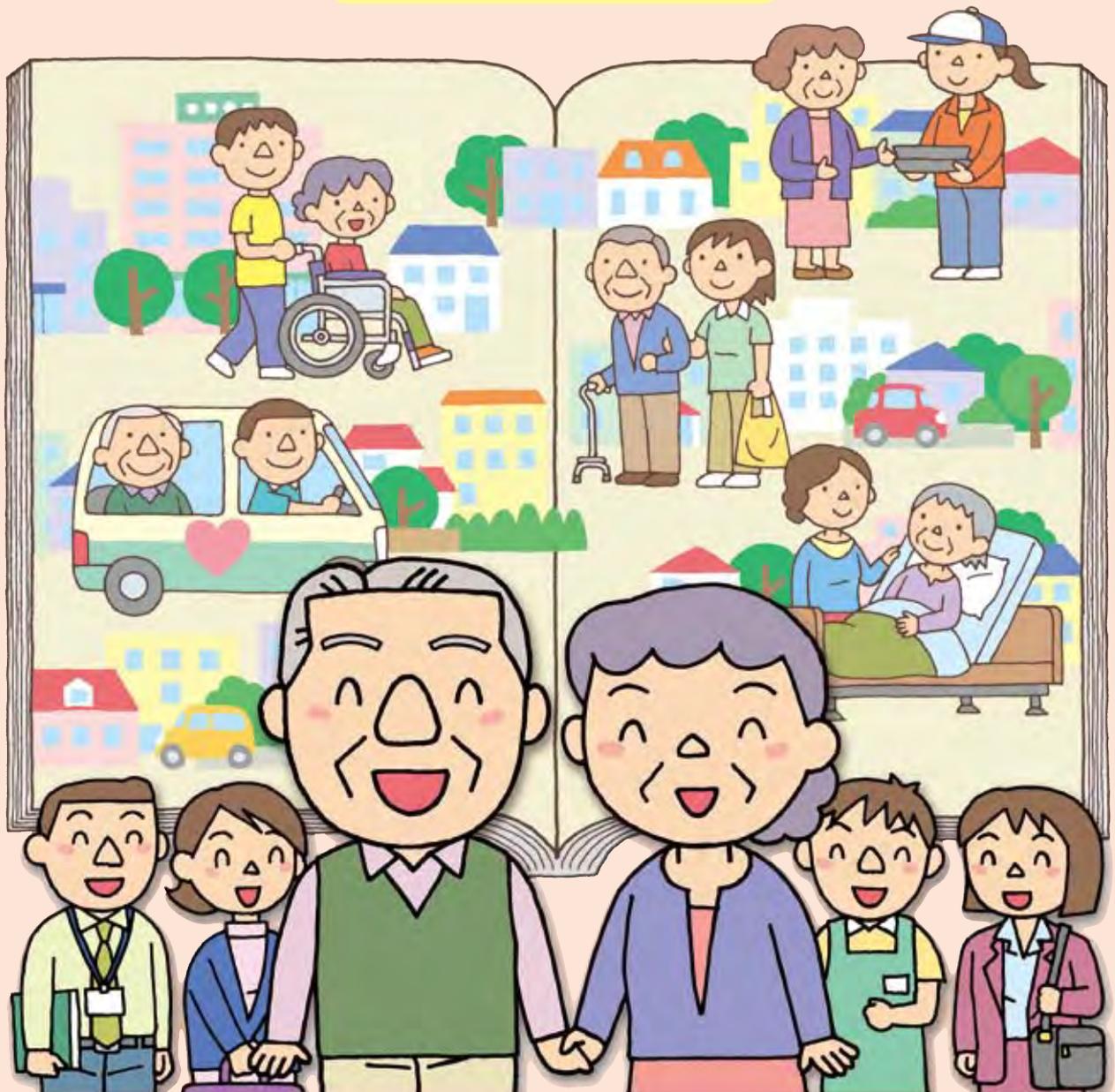


住み慣れた地域でいきいきと暮らすために

みんなの介護保険 利用ガイドブック

令和6年11月改訂版



京丹波町

もくじ

はじめに

京丹波町では、「みんなで支える“輝く生涯”あたたかな心でつくる安心・健康・いきいき 京丹波」を基本理念として、介護が必要になっても高齢者のみなさまが地域で安心して暮らしていただけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや高齢者福祉サービスなどの利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実にしたものにしていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

※本書は、令和6年11月時点の情報をもとに作成しています。

今後、制度改正等により、一部変更になる場合があります。

地域でいきいきと暮らす

地域でいきいきと暮らし続けるには？

介護や医療、福祉などが連携してサポート(地域包括ケアシステム) 2

どんなサービスや支援が受けられる？

あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます 4

介護保険のしくみ

介護保険ってどのような制度？

介護が必要な人をみんなで支え合う制度です 6

利用の流れ

介護保険を利用するための手順は？

サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です 8

利用者の負担

サービスを利用してかかる費用は？

サービスは1割、2割または3割の負担で利用できます 10

介護サービス

要介護1～5に認定された人は？

介護サービスを利用できます 12

介護サービス(在宅サービス) 13

介護サービス(施設サービス) 16

介護予防サービス

要支援1・2に認定された人は？

介護予防サービスを利用できます 18

介護予防サービス 19

地域密着型サービス

住み慣れた地域で暮らすためには？

地域密着型サービスを利用できます 22

福祉用具・住宅改修

介護する環境を整えたいときは？

福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます 24

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防に取り組みたいときは？

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます 26

高齢者福祉サービス

福祉サービスを利用したいときは？

高齢者福祉サービスを利用できます 28

介護保険料

保険料はどのように納める？

保険料は大切な財源です 30

事業所一覧

京丹波町内の介護保険サービス事業所一覧 33

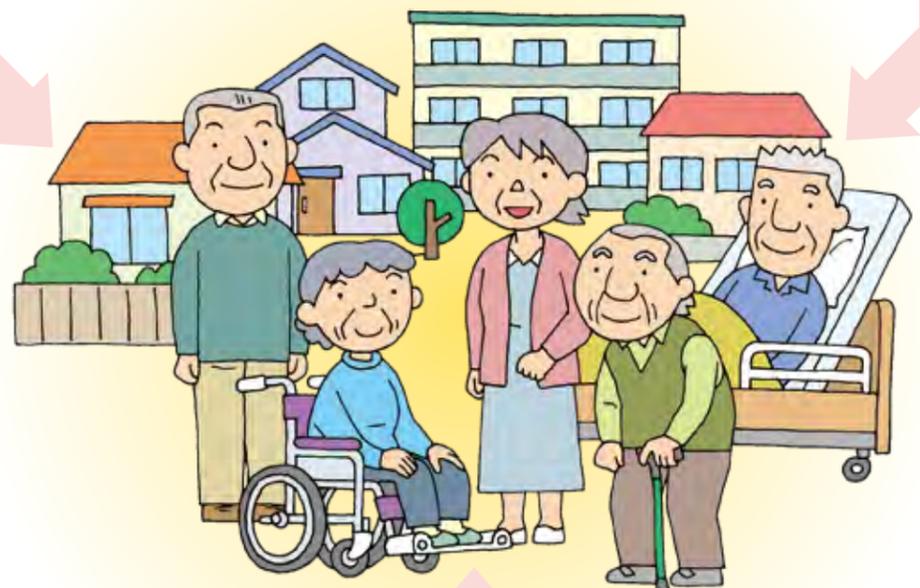
介護や医療、福祉などが連携して

介護

介護が必要になっても在宅を中心に生活できるように、訪問介護（ホームヘルプ）、通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）などのサービスを充実させ、よりきめ細かく在宅での暮らしをサポートする「地域密着型サービス」も強化しています。

医療

在宅でも安心して医療を受けられるように、地域の「かかりつけ医」を中心とした訪問診療や看護師などによる訪問看護、専門医療機関、歯科医師、薬剤師との連携などの医療環境を整備・充実させています。



相談

支援

生活支援

ひとり暮らしや認知症の高齢者の増加に対応するために、さまざまな生活支援サービスや、財産管理など権利擁護の支援を行っています。

介護予防

運動・もの忘れなどをテーマにした介護予防教室や、老人クラブ、地域のボランティア活動などを通じて介護予防を推進しています。

住まい

自宅のバリアフリー化のための住宅改修支援をはじめ、高齢者あんしんサポートハウスなど高齢者のニーズに合わせた生活基盤を整備しています。

サポート(地域包括ケアシステム)

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、京丹波町と地域の医療、介護、福祉などが連携して、必要とされるサービスを切れ目なく提供していくサポート体制です。



地域の高齢者を支える拠点

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた相談内容を把握し、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察など適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者や家族を支えます。

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人のために、介護予防などの支援をします。

権利擁護

高齢者のみなさんのさまざまな権利を守るために、消費者問題の相談や虐待の早期発見、成年後見制度の紹介などを行います。

地域包括支援センター

主任 ケアマネジャー 保健師 (または経験豊富な看護師) 社会福祉士 (またはこれに準ずる者)



地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、高齢者を支えます。

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

包括的継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーへの日常的な指導や相談、困難事例などについての指導や助言をします。

■ケアマネジャー(介護支援専門員)とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたりさまざまな役割を担います。

- ・利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- ・利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- ・サービス事業者との連絡や調整をします。
- ・施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

○どんなサービスや支援が受けられる？

あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます

65歳以上の人

こんなときこんな人は…

まず、**地域包括支援センター**または
京丹波町の担当窓口にご相談ください

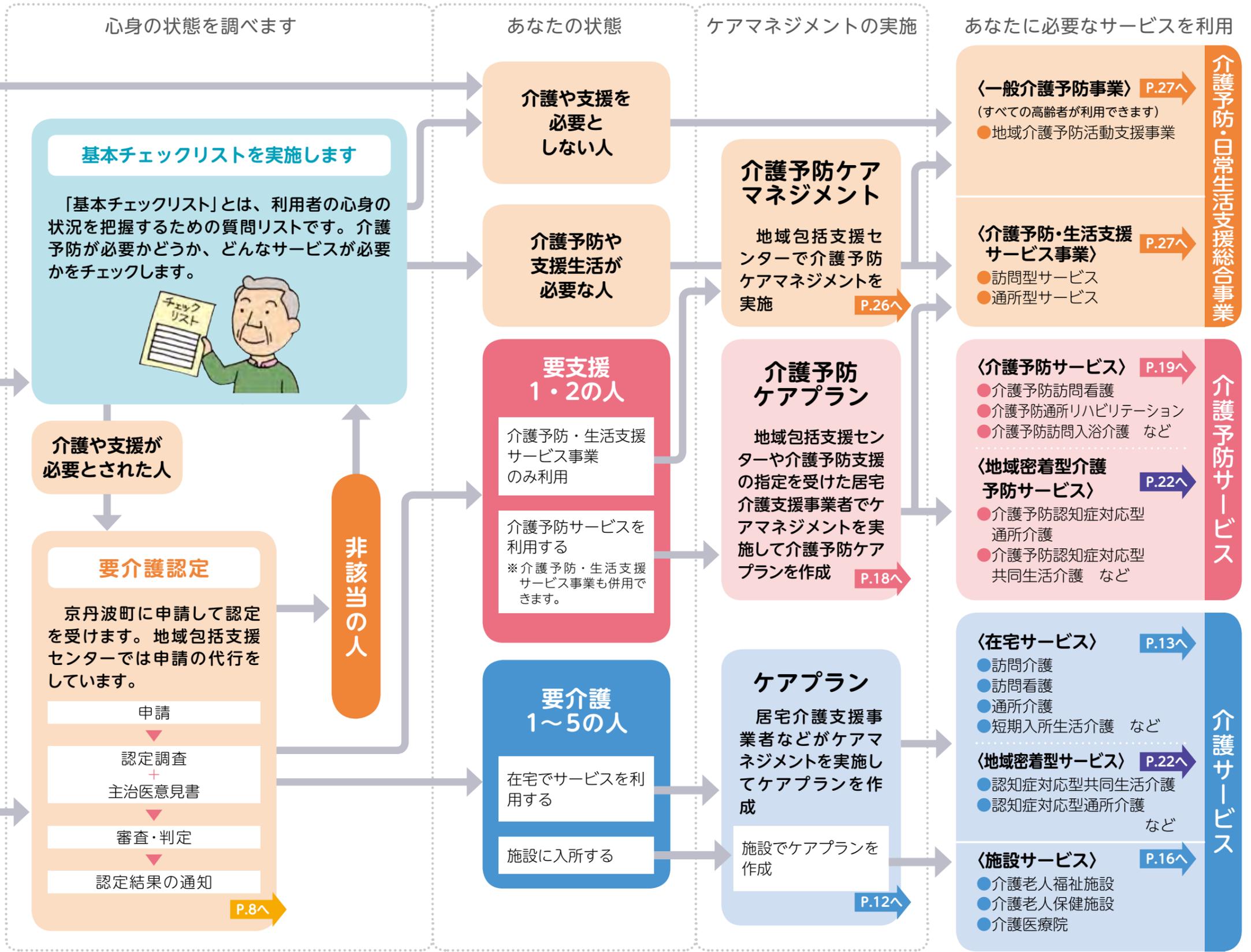
・まだ介護や支援は
必要ない
・介護予防に取り組みたい



・生活に不安があるが
どんなサービスを利用したら
よいかわからない



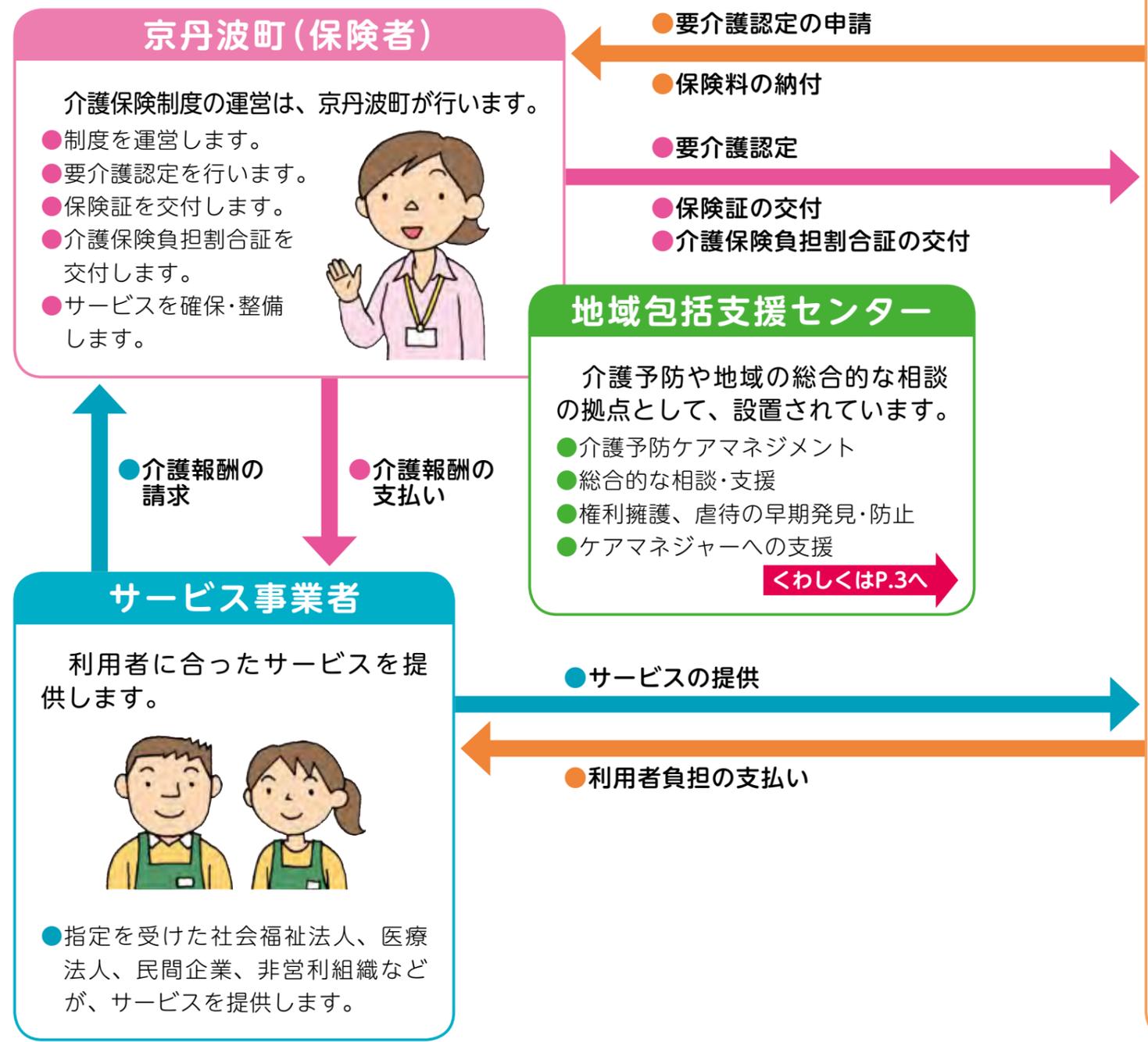
・何らかの介護や支援が
明らかに必要

○介護保険ってどのような制度？

介護が必要な人を みんなで支え合う制度です

介護保険制度は京丹波町が保険者となって運営しています。40歳以上の人が加入者(被保険者)となって保険料を納めます。介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。



介護保険に加入する人(被保険者)

- 介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。
- 保険料を納めます。
 - サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
 - サービスを利用し、利用料を支払います。

▶ 第1号被保険者 65歳以上の人
サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、京丹波町の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、京丹波町へ届け出が必要です。示談前に京丹波町の担当窓口へ連絡してください。

▶ 第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人
(医療保険に加入している人)
サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、京丹波町の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病 加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

<ul style="list-style-type: none"> ● がん (医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至つたと判断したものに限る) ● 関節リウマチ ● 筋萎縮性側索硬化症 ● 後縦靭帯骨化症 	<ul style="list-style-type: none"> ● 骨折を伴う骨粗鬆症 ● 初老期における認知症 ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ● 脊髄小脳変性症 	<ul style="list-style-type: none"> ● 脊柱管狭窄症 ● 早老症 ● 多系統萎縮症 ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 	<ul style="list-style-type: none"> ● 脳血管疾患 ● 閉塞性動脈硬化症 ● 慢性閉塞性肺疾患 ● 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
---	---	--	--

- 介護保険の保険証が交付されます**
- 介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証(介護保険被保険者証)が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。
- 65歳に到達する月に交付されます。
 - 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。
- 介護保険負担割合証が交付されます**
- 介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合(P.10参照)が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。
- 適用期間は1年間(8月～翌年7月)で、毎年交付されます。

サービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です

1 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、京丹波町の介護保険担当窓口にて認定の申請をしましょう。

申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■申請には以下のものが必ず必要です

- 要介護・要支援認定申請書(氏名や住所、マイナンバーなどの記入が必要です)
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証



※上記以外に、原則としてマイナンバーが確認できるもの、本人や代理人の身元確認書類などが必要です。くわしくは京丹波町の窓口にお問い合わせください。

居宅介護支援事業者とは

京丹波町などの指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。申請を代行できる事業者は、厚生労働省令で定められています。

2 認定調査が行われます

認定調査

京丹波町の職員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします(全国共通の調査票が使われます)。



主治医意見書

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

- コンピュータ判定の結果(一次判定の結果)
公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。
- 特記事項
調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書
主治医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会で総合的に審査され、要介護状態区分が決められます。



4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、要介護・要支援の認定者には利用者負担の割合(P.10参照)が記載された「介護保険負担割合証」も交付されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P.12へ

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと京丹波町が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P.18へ

非該当

要介護や要支援に該当しない人です。介護サービスや介護予防サービスは利用できませんが、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた場合、京丹波町が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます(介護予防・生活支援サービス事業対象者)。また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P.26へ

認定調査を受けるときは…

体調のよいとき(通常時)に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

家族などに同席してもらう

いつも介護をしている家族などに同席してもらえば、より正確な調査ができます。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくとうまくいきます。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月、更新認定の場合は原則12か月です(月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間)。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

○サービスを利用してかかる費用は？

サービスは1割、2割または3割の負担で利用できます

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合は、原則としてサービスに係る費用の1割、2割または3割を支払います。

◆利用者負担の割合

3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額 ^{*1} が220万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額 ^{*2} 」が、単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	3割の対象とならない人で、次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額 ^{*1} が160万円以上 ②同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額 ^{*2} 」が、単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人 ※40歳以上65歳未満の人、住民税非課税の人、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担。

※1 収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※2 合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

介護保険負担割合証について

要介護認定を受けた人などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が毎年交付されます（適用期間は8月～翌年7月）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときの利用者負担は、決められた負担割合分ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。



■おもな在宅サービスの支給限度額（1か月）

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費などの地域差に応じて限度額の加算があります。

■支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防居宅療養管理指導 ●介護予防特定施設入居者生活介護 ●介護予防認知症対応型共同生活介護 ●特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修費支給
要介護1～5の人のサービス
<ul style="list-style-type: none"> ●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護 ●認知症対応型共同生活介護 ●地域密着型特定施設入居者生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ●特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給 ●施設サービス

※内容によっては支給限度額が適用される場合があります。

利用者負担を軽減する制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」としてあとから支給されます。



■利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
●課税所得380万円（年収約770万円）以上690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円
●課税所得145万円（年収約383万円）以上380万円（年収約770万円）未満	44,400円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

利用者の負担

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分があとから支給されます。



◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額／8月～翌年7月）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ [*]	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

介護サービスを利用できます

「要介護1～5」と認定された人は、介護保険の介護サービスを利用できます。居宅介護支援事業者などに依頼して利用したいサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

在宅でサービスを利用したい

1 ケアプランの作成を依頼

依頼する居宅介護支援事業者が決まったら京丹波町に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。



2 ケアプランの作成

居宅介護支援事業者

①利用者の現状を把握
ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い
利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。

③ケアプランの作成
作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者と契約

訪問介護や通所介護などを行うサービス事業者と契約します。

4 在宅サービスを利用

P.13へ

施設に入所したい

1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



2 ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。



3 施設サービスを利用



P.16へ

地域密着型サービスは…… P.22へ

福祉用具の利用は…… P.24へ

住宅改修の利用は…… P.25へ

サービス利用の相談は無料です

居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスが利用できるように、利用者を支援します。ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

※サービスによっては、利用するサービス事業者においてケアプランを作成する場合があります。

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは、令和6年6月から変更されました。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)

ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

●おもなサービス内容

身体介護の例	生活援助の例
●食事や入浴の介助	●食事の準備や調理
●オムツの交換、排せつの介助	●衣類の洗濯や補修
●衣類の着脱の介助	●掃除や整理整頓
●洗髪、つめ切り、清拭	●生活必需品の買い物
●通院・外出の付き添い など	●薬の受け取り など

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,266円
----	--------

訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



理学療法士: 立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。

作業療法士: さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。

言語聴覚士: 言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。

●利用者負担のめやす

1回*	308円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などが疾患などを抱えている人の居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	471円
病院または診療所から (30分未満の場合)	399円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

特定施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

※日常生活費は別途必要です。

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

〈通常規模の事業所の場合〉(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※送迎を含む。

※食費、日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室については、P.16をご覧ください。

介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
 - 多床室…ユニットを構成しない相部屋
 - ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室
 - ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間があるユニットを構成する部屋
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変更されました。

日常生活の支援をしてほしい 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

●新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。



介護やリハビリを受けたい 介護老人保健施設(老人保健施設)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護を提供します。



医療と介護を一体的に受けたい 介護医療院

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。



要介護1~5の人

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の利用者負担の割合分(P.10参照)に加えて、居住費等、食費、日常生活費を施設に支払います。



利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額(基準費用額)が定められています。令和6年8月から 居住費等の基準費用額が変更されました。

●基準費用額:施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)

- 居住費等…… ユニット型個室 2,066円
ユニット型個室的多床室 1,728円
従来型個室 1,728円(介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,231円)
多床室 437円※(介護老人福祉施設、短期入所生活介護は915円)
- 食費…… 1,445円

※令和7年8月から、「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院の多床室(いずれも8㎡/人以上に限る)については、室料を徴収する場合、室料負担として月額8千円相当が追加されます。

低所得の人は居住費等と食費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、居住費等と食費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます(特定入所者介護(予防)サービス費)。

●負担限度額(1日あたり) 令和6年8月から 居住費等の負担限度額が変更されました。

利用者負担段階	居住費等				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階 ・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

- ()内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
- 次の①②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません。
 - ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合
 - ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も住民税非課税)でも、預貯金等が下記を超える場合

②の預貯金等の金額は利用者負担段階ごとに異なります。
 ・第1段階: 単身1,000万円、夫婦2,000万円
 ・第2段階: 単身650万円、夫婦1,650万円
 ・第3段階①: 単身550万円、夫婦1,550万円
 ・第3段階②: 単身500万円、夫婦1,500万円

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の人)は利用者負担段階にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません。

※生活保護の受給者に預貯金等の要件はありません。

介護予防サービスを利用できます

「要支援1・2」と認定された人は、介護保険の介護予防サービスなどを利用できます。地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアプランを作成するなど住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

令和6年4月から 京丹波町から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプラン作成を依頼できます。

- 1 地域包括支援センターなどに連絡**

●地域包括支援センターについては **P.3へ**

住地域包括支援センターまたは介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に連絡します。
※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は地域包括支援センターに依頼します。
- 2 課題の分析**

地域包括支援センターの職員や、ケアマネジャーと、利用者本人や家族が話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題が分析されます。
- 3 介護予防ケアプランの作成**

目標を決めて達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて介護予防ケアプランが作成されます。
- 4 介護予防サービスを利用**

介護予防ケアプランにもとづいて介護予防サービスを利用します。 **P.19へ**

京丹波町が行う介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。 **P.27へ**

※介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業の両方を利用することもできます。

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます

介護予防・生活支援サービス事業は **P.27へ**



一般介護予防事業は **P.27へ**

- 介護予防地域密着型サービスは **P.22へ**
- 介護予防福祉用具の利用は **P.24へ**
- 介護予防住宅改修の利用は **P.25へ**

評価・見直し

一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

サービス利用の相談は無料です

介護予防支援

地域包括支援センターの保健師などが、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

※サービスによっては、利用するサービス事業者において介護予防ケアプランを作成する場合があります。

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、訪問型サービス、通所型サービスとして京丹波町が行う介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業で提供されています。訪問型サービス、通所型サービスについては、P.27をご覧ください。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。介護予防訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーションは、令和6年6月から変わりました。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。

●利用者負担のめやす

1回	856円
----	------



介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。

理学療法士：立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。

作業療法士：さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。

言語聴覚士：言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。

●利用者負担のめやす

1回*	298円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。



介護予防サービス

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

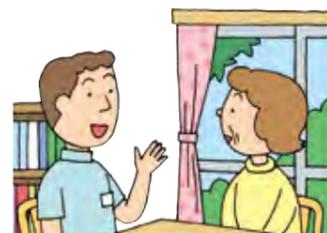


●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	451円
病院または診療所から (30分未満の場合)	382円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合 (月2回まで)	515円
--------------------	------

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた栄養改善や口腔機能向上のサービスも利用できます。

●利用者負担のめやす(1か月) ※送迎、入浴を含む。

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円
※食費、日常生活費は別途必要です。	
栄養改善	200円
口腔機能向上(I)	150円



栄養改善

管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。

特定施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。



●利用者負担のめやす(1日あたり)

要支援1	183円
要支援2	313円

※日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目は全額利用者負担となります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

●利用者負担のめやす(1日あたり)
〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室については、P.16をご覧ください。

◦住み慣れた地域で暮らすためには？

地域密着型サービスを利用できます

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた介護保険のサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません(京丹波町で実施しているサービスは★マークがついています。このサービスのみ利用できます)。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
- 市区町村によっては実施していないサービスがあります。
- 【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
- 施設を利用した場合、居住費等、食費、日常生活費は別途必要です。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

認知症の人を対象としたサービス

★認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

- 利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)
(単独型の場合)

要支援1	861円
要支援2	961円
要介護1	994円
要介護2	1,102円
要介護3	1,210円
要介護4	1,319円
要介護5	1,427円

★認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

- 利用者負担のめやす(1日あたり)(ユニット数1の場合)

要支援2	761円
要介護1	765円
要介護2	801円
要介護3	824円
要介護4	841円
要介護5	859円

※要支援1の人は利用できません。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



- 利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,450円
要支援2	6,972円
要介護1	10,458円
要介護2	15,370円
要介護3	22,359円
要介護4	24,677円
要介護5	27,209円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型の特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)で、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

- 利用者負担のめやす(1日あたり)

要介護1	546円
要介護2	614円
要介護3	685円
要介護4	750円
要介護5	820円

※要支援1・2の人は利用できません。

★地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

- 利用者負担のめやす(1日あたり)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護1	600円	600円	682円
要介護2	671円	671円	753円
要介護3	745円	745円	828円
要介護4	817円	817円	901円
要介護5	887円	887円	971円

※要支援1・2の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

- 利用者負担のめやす
(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	989円/月
定期巡回サービス	372円/回
随時訪問サービス(I)	567円/回

※要支援1・2の人は利用できません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

- 利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,447円
要介護2	17,415円
要介護3	24,481円
要介護4	27,766円
要介護5	31,408円

※要支援1・2の人は利用できません。

24時間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、24時間いつでも受けられます。

- 利用者負担のめやす(1か月)
◆訪問看護サービスを行う場合(一体型の場合)

要介護1	7,946円
要介護2	12,413円
要介護3	18,948円
要介護4	23,358円
要介護5	28,298円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

★地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

- 利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	753円
要介護2	890円
要介護3	1,032円
要介護4	1,172円
要介護5	1,312円

※要支援1・2の人は利用できません。

地域密着型
サービス

○介護する環境を整えたいときは？

福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)を、レンタル費用の一部を負担して利用できます。

※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 車いす | ⑧ スロープ(工事をとまなわないもの)★ |
| ② 車いす付属品(電動補助装置など) | ⑨ 歩行器★ |
| ③ 特殊寝台 | ⑩ 歩行補助つえ★ |
| ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど) | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ⑫ 移動用リフト(つり具の部分を除く) |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり(工事をとまなわないもの) | |



①～⑥、⑩⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません(尿のみを吸引するものは除く)。

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)と多点杖は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの意見を聞いて検討しましょう。**令和6年4月から**

●利用者負担について

※レンタル費用の利用者負担の割合分(P.10参照)です。支給限度額が適用されます。

※用具の種類や事業者により金額は変わります。

※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されています。

福祉用具を購入する

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、後日購入費が支給されます。

●利用者負担について

※同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に利用者負担の割合分(P.10参照)を除いた金額が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 腰掛便座 | ④ 簡易浴槽 |
| ② 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 |
| ③ 入浴補助用具 | ⑥ 排泄予測支援機器 |

令和6年4月から

●福祉用具貸与の対象用具のうち、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)と多点杖は、利用方法(借りる、または購入する)を選択できます。福祉用具専門相談員やケアマネジャーの意見を聞いて検討しましょう。



申請が
必要です

小規模な住宅改修

事前の
申請が
必要です

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。



介護保険でできる住宅改修の例

- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 洋式便器などへの「便器の取り替え」

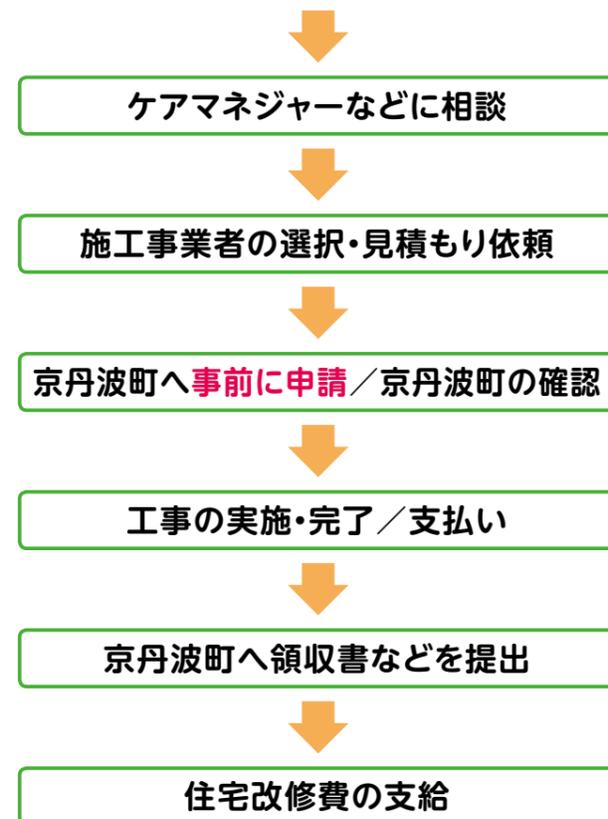
※上記の改修にとまって必要となる工事も支給の対象になります。

●利用者負担について

※20万円を上限に費用の9割(または8割、7割)が支給されます。

※引越した場合は要介護状態区分が3段階以上上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ



工事前 申請に必要な書類

- 住宅改修事前申請書
- 住宅改修承諾書(住宅の所有者が本人以外の場合)
- 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
- 住宅改修工事費見積書(内訳書)
- 住宅改修前写真(日付入り)
- 住宅改修箇所図面

工事後 提出に必要な書類

- 住宅改修支給申請書
- 領収書(被保険者名義のもの)
- 住宅改修後写真(日付入り)

福祉用具
住宅改修

○介護予防に取り組みたいときは？

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、京丹波町が行う介護予防のための事業です。生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上の人ならどなたでも利用できる「**一般介護予防事業**」の2種類があります。

介護予防サービスで提供されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」は、それぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」として、介護予防・生活支援サービス事業から提供されています。

サービス利用の流れ

65歳以上の人

サービスの利用について、まず地域包括支援センターまたは京丹波町の窓口へご相談ください

- 介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された人
- 京丹波町が行う「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められた人

●すべての65歳以上の人

介護予防・生活支援サービス事業

が利用できます

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにもとづいて、次のようなサービスが利用できます。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

一般介護予防事業

が利用できます

健康維持と介護予防につながる各種講演会やボランティア研修、生活機能向上プログラムなどに参加できます。



「介護予防・日常生活支援総合事業」

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス

- 現行相当サービス事業
ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や掃除、洗濯、料理、買い物などの生活援助を行います。
- 訪問型サービスA事業
ホームヘルパー等(一定の研修受講者を含む)が居宅を訪問し、掃除、洗濯、料理、買い物などの生活援助を行います。(身体介護は行いません。)



●通所型サービス

- 現行相当サービス事業
通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能の維持向上のための機能訓練等を日帰りで提供します。
- 通所型サービスA事業
レクリエーションや軽体操など、生活機能の維持向上のための機能訓練等を提供します。1日型と半日型があります。
- 通所型サービスC事業
生活体力の回復、転倒しないための体力づくりを目的とした体操教室で機能訓練等を提供します。利用期間は最長1年間です。



一般介護予防事業

●地域介護予防活動支援事業

介護予防、生活支援、趣味活動を行う誰でも参加できる住民グループの活動です。ふれあいいきいきサロンや、筋トレ・脳トレ教室等が各地区の公民館等で行われています。

また、スリーエー教室や健康体操教室等も定期的に役場等で行われています。



○福祉サービスを利用したいときは？

高齢者福祉サービスを利用できます

京丹波町では、在宅での生活を継続できるよう、介護保険サービスのほかにも、高齢者福祉サービスを行っています。

高齢者福祉サービス

事業	説明	内容
 <p>介護用品購入費助成事業</p>	<p>自宅で高齢者を介護している介護者の経済的負担を軽減するため、紙おむつ等の介護用品購入費用を助成します。 ※要介護認定が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：在宅で生活している介護保険認定者 ●対象品目：町内で購入した紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て防水シート ●助成額：月額5,000円以内（ただし、要介護4及び5で住民税非課税世帯の方については、年額75,000円以内）
 <p>軽度生活援助事業</p>	<p>在宅での生活を継続できるよう、ホームヘルパーを派遣し、炊事・洗濯・掃除・買い物など軽易な日常生活上の援助を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：おおむね65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯等（介護保険認定者を除く） ●内容：軽易な日常生活上の援助 ●利用料金：30分未満 153円（30分増すごとに設定されています）
 <p>外出支援サービス事業</p>	<p>医療機関等利用の際に、公共交通機関などの利用が難しく外出が困難な在宅高齢者等に対して、買い物利用も含めた送迎を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等（おおむね65歳以上であって下肢が不自由な方） ●内容：居宅から医療機関等までの送迎（基本的に町内及び近隣市町） ●利用料金：10km未満まで500円、以降3kmごとに100円を加算
 <p>食の自立支援サービス事業</p>	<p>安否確認や食生活改善などを目的に、定期的な配食サービスを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で調理が困難な方 ●内容：栄養バランスのとれた食事の提供（夕食のみ） ●利用料金：セット食 600円/食 副食のみ 550円/食

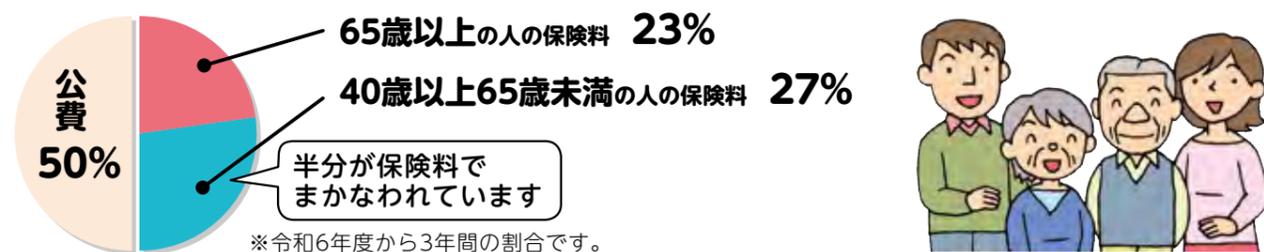
事業	説明	内容
 <p>訪問理美容サービス事業</p>	<p>家庭で、寝たきり等の状態にあり、理美容院へ出向くことが困難な高齢者等のいる家庭へ理美容師が訪問し、散髪などを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯で理美容院に出向くことが困難な方 ●内容：訪問による理美容 ●利用料金：1回 1,000円
 <p>緊急通報体制等整備事業</p>	<p>ひとり暮らし高齢者等の不安の解消や、緊急時の適切な対応を図るため、緊急通報装置を設置し、急病時や災害時の連絡手段を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：町内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らしの方等で心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段として緊急電話の設置が必要と認められる方 ●内容：緊急発信電話を設置し、機器の発信ボタンを押すと事前に登録した3件に順次自動で電話がかかります。毎月の使用料はかかりませんが、初期設定及び通報先変更時にそれぞれ3,000円程度必要となります。
 <p>介護予防安心住まい推進事業</p>	<p>要介護状態等になるおそれの高い高齢者が、生活機能の維持向上及び転倒事故防止のために住宅改修費用の一部を補助します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：要介護認定又は要支援認定を受けていない65歳以上の在宅の高齢者（世帯の構成員全員の前年度の町民税が非課税である世帯） ●補助金額：補助対象工事費用の3分の2（上限16万円）
 <p>認知症等徘徊SOSネットワーク事業</p>	<p>認知症等により徘徊する高齢者等が行方不明になった場合に、早期に発見できるよう支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者：認知症等により行方不明になる心配のある方 ●内容：名前、特徴や写真などの情報を事前に京丹波町へ登録しておき、行方不明時に関係機関等へ情報発信し見守り等を行います。また希望者には、SOSネットワークシールを配布します。 なお、一定の要件に該当する方は、保険料を町が負担する個人賠償責任保険に加入することができます。
 <p>認知症等位置情報提供サービス利用助成事業</p>	<p>認知症等により徘徊する高齢者等の安全を確保するため、位置情報提供サービスの利用に係る費用の一部を助成しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●助成対象：位置情報提供サービスの利用開始時に必要な費用 <ul style="list-style-type: none"> ●加入料及び登録手数料 ●機器及び付属品の購入費 ●助成額：1人につき5,000円を上限（1回限り）

◦ 保険料はどのように納める？

保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成(利用者負担分は除く)



40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料(介護分)は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

介護保険料

=



※保険料と同額の国庫からの負担があります。※市区町村によって組み合わせが異なります。

納め方

医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険税(料)として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。

介護保険料

=



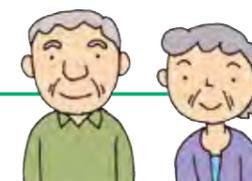
※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、京丹波町で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



基準額
70,500円
(年額)

京丹波町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分
= 京丹波町の第1号被保険者数

所得段階	対象者	保険料額(年額)
第1段階 (基準額×0.285)	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	20,100円
第2段階 (基準額×0.435)	●世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	30,700円
第3段階 (基準額×0.685)	●世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	48,300円
第4段階 (基準額×0.90)	●本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税の人がおり、本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	63,500円
第5段階 (基準額)	●本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税の人がおり、本人の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	70,500円
第6段階 (基準額×1.20)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	84,600円
第7段階 (基準額×1.30)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	91,700円
第8段階 (基準額×1.50)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	105,800円
第9段階 (基準額×1.60)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	112,800円
第10段階 (基準額×1.70)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	119,900円
第11段階 (基準額×1.80)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	126,900円
第12段階 (基準額×1.90)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	134,000円
第13段階 (基準額×2.00)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	141,000円
第14段階 (基準額×2.10)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が820万円以上920万円未満の人	148,100円
第15段階 (基準額×2.20)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が920万円以上1,000万円未満の人	155,100円
第16段階 (基準額×2.40)	●本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円以上の人	169,200円

★老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階の人は「公的年金に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

介護保険料

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から、原則として年金から納めます。

特別徴収

年金が **年額18万円以上** の人 → 年金から差し引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月(第1期)	6月(第2期)	8月(第3期)	10月(第4期)	12月(第5期)	2月(第6期)

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給がはじまった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合

普通徴収

年金が **年額18万円未満** の人 → 納付書・口座振替

京丹波町から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。また、スマートフォンアプリでも納付が可能です。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って京丹波町指定の金融機関で手続きしてください。



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかった場合などには、納付書で納めることになります。

保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の一部(P.10参照)ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに京丹波町の担当窓口までご相談ください。

京丹波町内の介護保険サービス事業所一覧

市外局番(0771)

サービス種類	事業所	住所	電話番号
訪問介護	(株)ひまわり介護 ひまわり介護訪問介護事業所	高岡西ヶ坪51番地1	82-0087
	(福)京丹波町社会福祉協議会 ヘルパーセンターほほえみ	和田中6番地1	86-1440
	NPO法人クローバー・サービス	橋爪松山53番地	88-5014
	(福)わち福祉会 長老苑在宅介護支援センター	市場丸ヶ野8番地2	84-1748
	特定非営利活動法人まごころサービスあい愛	角下大田43番地2	84-9333
訪問看護	国保京丹波町病院	和田大下28番地	86-0220
	国保京丹波町病院和知診療所	本庄今福5番地	84-1112
訪問リハビリ	(医)丹笠会 丹波笠次病院	須知町裏13番地7	82-1145
	国保京丹波町病院	和田大下28番地	86-0220
	国保京丹波町病院和知診療所	本庄今福5番地	84-1112

サービス種類	事業所	住所	電話番号
デイサービス(通所介護)	(福)丹和会 丹波高原荘デイ・センター	実勢大平37番地1	89-2399
	(株)ひだまり介護 ころまめさん	富田井上82番地	82-2205
	(福)山彦会 瑞穂デイサービスセンター	三ノ宮小谷30番地	88-0151
	(福)わち福祉会 長老苑デイサービスセンター	市場丸ヶ野8番地2	84-1748
デイサービス(地域密着型通所介護)	クローバー・デイサービスセンター	橋爪松山41番地1	88-5014
	(福)山彦会 京丹波デイサービスセンター	三ノ宮縄手39番地	88-0294
	(福)京丹波町社会福祉協議会 デイサービスセンターほほえみ	和田中6番地1	86-1440
デイケア(通所リハビリ)	特定非営利活動法人まごころサービスあい愛	角下大田43番地2	84-9333
	(医)丹笠会 丹波笠次病院たんば通所リハビリテーション	須知町裏13番地7	82-1145
認知症対応型通所介護	(福)山彦会 デイサービスセンター南天	橋爪町田105番地	88-5511

サービス種類	事業所	住所	電話番号
ショートステイ(短期入所生活介護)	(福)丹和会 丹波高原荘短期入所センター	蒲生蒲生野173番地	82-2000
	(福)山彦会 特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑	三ノ宮小谷30番地	88-0150
	(福)山彦会 特別養護老人ホーム金木犀	三ノ宮縄手39番地	88-0001
	(福)わち福祉会 特別養護老人ホーム長老苑	市場丸ヶ野8番地2	84-1748
	ショートステイ(短期入所療養介護)	京丹波町介護療養型老人保健施設	本庄今福5番地

サービス種類	事業所	住所	電話番号
居宅介護支援	(福)丹和会 丹波高原荘福祉サービスセンター	実勢大平37番地1	82-2101
	国保京丹波町病院居宅介護支援事業所	和田大下28番地	88-5040
	NPO法人クローバー・サービス	橋爪松山53番地	88-5014
	(福)京丹波町社会福祉協議会 ケアプランセンターほほえみ	和田中6番地1	86-1440
	(福)山彦会 山彦居宅介護支援センター	三ノ宮縄手39番地	88-0001
	(福)わち福祉会 長老苑在宅介護支援センター	市場丸ヶ野8番地2	84-1748
	特定非営利活動法人まごころサービスあい愛	角下大田43番地2	84-9333
介護予防支援	京丹波町地域包括支援センター	蒲生蒲生野487番地1	82-0001

サービス種類	事業所	住所	電話番号
老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	(福)丹和会 特別養護老人ホーム丹波高原荘	蒲生蒲生野173番地	82-2000
	(福)山彦会 特別養護老人ホーム瑞穂山彦苑	三ノ宮小谷30番地	88-0150
	(福)わち福祉会 特別養護老人ホーム長老苑	市場丸ヶ野8番地2	84-1748
介護療養型老人保健施設	京丹波町介護療養型老人保健施設	本庄今福5番地	84-1112

サービス種類	事業所	住所	電話番号
介護老人福祉施設入所者生活介護	(福)山彦会 特別養護老人ホーム金木犀	三ノ宮縄手39番地	88-0001
	(福)山彦会 グループホームわたしの親元	三ノ宮小谷30番地	88-0156
	(福)山彦会 グループホームささゆり	本庄宮ノ下2番地	84-1230

サービス種類	事業所	住所	電話番号
あんしんサポートハウス	(福)丹和会 サポートハウス丹波高原荘	蒲生蒲生野173番地	82-3011
	(福)山彦会 高齢者あんしんサポートハウス木蘭(もくれん)	橋爪町田105番地	88-5511

問い合わせ先

●京丹波町福祉支援課

高齢福祉係	TEL 0771-82-1800 FAX 0771-82-0446	〒622-0292 京丹波町蒲生蒲生野 487番地1
地域包括支援センター	TEL 0771-82-0001 FAX 0771-82-0446	

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。